

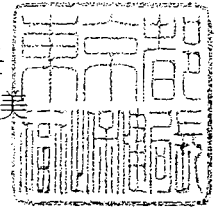
東京都からの提案書



19福保高介第366号
平成19年7月3日

厚生労働省老健局長
阿曾沼 慎司 殿

東京都福祉保健局長
安 藤 立 美



介護サービス事業者の規制に関する法整備について（緊急提案）

日ごろから、東京都の福祉・保健施策の推進に御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般各都道府県が実施した監査等において、株式会社コムスン（以下「コムスン」という。）が5都県の8事業所において不正な手段により指定の申請を行っていた事実が確認されました。この中の2事例について、平成19年6月6日、老健局総務課長、計画課長、振興課長及び老人保健課長の連名で、平成18年4月施行の改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項第9号等に規定する「不正又は著しく不当な行為」に該当するものとして、各都道府県に向け、新規指定・更新をしないよう通知を発出されました。

都においても同日、コムスンについては指定・更新をしないことを方針決定しました。

ところで、コムスンが監査等の最中に突然廃止届を提出し、利用者に対して不利益・不安を与えたこと、また、このことにより結果的に指定取消処分を免れたこと、及び同一資本グループ内の企業に事業譲渡することにより連座制の適用を免れようとしたことは、利用者・都民の信頼を裏切るものであり、到底許されないものです。

つきましては、別紙のとおり法を改正していただくよう、ここに緊急提案いたします。

介護サービス事業者の規制に関する緊急提案

- 1 居宅サービス等の廃止届については、法第75条等において廃止の日から10日以内に届け出ることとされているが、利用者保護の観点及び処分逃れを目的とした事業廃止を防止するため、事前届出制に改めるとともに、利用者の移行を確認できる仕組みとすること。
- 2 法第70条第2項第6号に定める「役員等」の範囲に、同一資本グループ内の法人の役員を加えるなど、処分逃れを目的とした事業譲渡を規制すること。
- 3 いわゆる連座制を運用することにより、指定（許可）、指定（許可）の更新及び指定（許可）の取消しについての的確に判断できるよう、法第70条第2項第9号などに規定する「不正又は著しく不当な行為をした者」の解釈及び適用基準を明確化すること。
- 4 不正な手段により指定を受けた場合及び不正請求を行った場合について、罰則規定を設けること。